第2回新潟市江南区外国籍市民懇談会 議事録(概要)

日時: 平成 25年3月28日(木)午前10時~

場所:江南区役所 多目的ホール

*Timothy VanCampen (ティモシー ヴァンカンペン)委員は英語通訳を介して発言されましたが、議事録には日本語訳のみ掲載しています。

発言者	発言内容
司会	まず初めに、新潟市国際課長の堀内よりご挨拶申し上げます。
堀内国際課長	皆さん、おはようございます。春が近くなってきまして、江南区ではこれから梅が 咲くということで週末にはお祭りもあるという話も聞いております。 皆さんから2回目ということでお集まりいただきましてありがとうございます。1 回目で皆さんからいただいた色々なご意見を持ち帰りまして、新潟市あるいは新潟市 の国際交流協会で、どのようにして取り組めば解決できるのだろうか、あるいはちょ っと行政だけでは対応が難しいのか等、いろいろな事を今回整理して、現状と対応と
	いうことで持って参りました。今日はそれを元にまた皆さんと話し合いを進めて、さらにまたいろいろご意見いただければと思っております。なかなか今の時点では結論に至らない部分もありますけれども、少しでもご意見いただいた部分をどうやったら解決できるのかということをこちらでも考えていきたいと思います。皆さんのこの江南区での生活が少しでも住みよいものになるように努力したいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。
司会	それでは、第一回目の懇談会に欠席だった方もいますので、委員の皆様より改めまして自己紹介をお願いしたいと思います。また、懇談会の内容を記録するために録音させていただいておりますのでよろしくお願いします。では崔さんから、座席順にお願いいたします。 (委員の自己紹介 略)
	(事務局紹介 略)
座長	前回に引き続き、今日も楽しくお話ができればと思っています。それでは次第に従って進めていきたいと思います。最初に事務局のほうから今日の進め方等説明をお願いします。
事務局	まず今日の懇談会では、前回 1 月 29 日の懇談会で皆様から出された課題に対する 現状と対応を話し合っていただきたいと思います。事務局で調べたことや考えたこと について委員の皆様から積極的なご意見をいただきたいと思います。もしも引き続 き、もっと良く考えたほうが良い課題がたくさん残るようでしたら、第3回目の懇談 会をまた別の日に行うことになるかもしれません。今日の懇談会で終わらせるか、さ らに続けるか、今日の懇談会の最後に皆様でご相談ください。 次に、お配りした資料の説明を致します。(略)

(次第、【資料1】委員名簿、【資料2】席次表、【資料3】第1回懇談会で出された課題と、それに対する現状と対応、まとめ袋、日本語講座春クラスの案内、情報紙『かけはし』、外国語情報紙、外国人のための無料弁護士相談会チラシ、自治体国際化協会の「多言語生活情報」の案内、子育て応援パンフレット SKIP、区めぐりマップ)

続きまして、本日の傍聴について「新潟市区外国籍市民懇談会の傍聴に関する要綱」 に基づき、傍聴を希望する方々に手続きをとっていただきました。その結果、希望者 は2名ですので、座長の許可をいただきたく思います。

座長

2名いらっしゃるんですけれども、よろしいでしょうか。

各委員

(「異議なし」の声)

座長

では、第1回懇談会で出された課題と、それに対する現状と対応に関し「近隣住民 や外国籍区民との交流、地域コミュニティとの関わり」についてお願いします。

事務局

資料3に沿って説明していきます。後日、今日皆さんから出た意見をまとめて、翻訳して皆様のところに郵送したいと考えております。それからこちらは、色が2つついていますが、緑色のところがここ江南区で出た意見や課題、ピンク色のところが秋葉区で出た意見や課題です。今日は江南区で出た課題を中心に説明をさせていただきます。

まず No.1 です。前回の懇談会では、「中国、韓国の方とのお付き合いはストレートだが、日本の方とのお付き合いはどうしても距離を感じる」という意見が出ました。 秋葉区でも似たような意見が出されていまして、「日本人ともっと深く付き合うために日本の文化を理解したい」とか、「日本人の知り合いができにくい」という意見が出ました。こちらの担当のほうは、新潟市国際交流協会です。協会では、日本文化体験教室、それから 8 月の新潟まつりでの民謡流し、月に1回日本語で開催されているおしゃべりサロン、外国語の絵本の読み聞かせ等のいろいろな事業を行っています。 今後私たちのほうでどのように対応していくかですが、日本文化理解講座を、中央区のクロスパルだけではなくて各区の公民館で開催できないか、それから、協会と協力して何か皆さんに参加していただけるような事業が開催できないか、考えていきたいと思っています。

では No.5 に進みます。「名前の読み方を日本の漢字の読み方で読まないでほしい」といった意見がありました。現状として、日本人は漢字で書かれるとどうしても日本語の読み方で読んでしまうというのがあります。もし日本語の読み方で読まれた場合は、面倒になりますが、その都度説明していただけたらと思います。一度最初に説明していただけたらその読み方が広がっていくのではないでしょうか。ふりがなをふる機会がありましたら、呼んでほしい読み方で書いていただけたらと思っています。

また、住居とか部屋探しに関する意見が出されました(No.6)。他国籍の人には貸したくないという不動産業者の方が多いという意見がありました。これは市の住環境政策課が担当しています。外国人の方が賃貸物件を借りる時の支援策というのは、現在のところありませんが、今後外国籍の方々だけでなくて、高齢者や障がい者の方が

民間の賃貸住宅に入居する際の支援事業を検討しているところです。これは、相談を受けて、入居を希望する方と不動産業者を結ぶお手伝いをするという支援事業です。また、協会では外国籍の方々から「保証人がいないと部屋を借りることができないのか」という問い合わせが、これまでに実際に数件寄せられています。そういった時は、保証人が要らないレオパレスを紹介しています。

座長

今説明がありましたけれども、この説明で満足いただけたでしょうか。

田委員

No.6 で「検討中」という話だったんですけれども、いつまでに結論が出るのでしょうか。

事務局

現時点ではいつごろ始められますということはお伝えできません。また具体化して きたらお知らせできるかと思います。

田委員

冬までとか来年までとか、短く見て来月くらいには結論を知らせてもらえるといい のですが。ただ、話は始まったばかりというころですね。

事務局

そうですね。もう少しお時間をいただくと思います。

座長

田さんみたいに自分の持っている課題をここで話していただいたことによって、も しかしたら検討課題として挙がったのかもしれないですね。

田委員

いつからいつまでとか決まってると楽なのですが。いつまで待っていればだいたい 結論が出るか分かると、外国人には生活する上ですごく役に立つんです。私も店のこ とで、保証人関係などで苦労したことがいっぱいあります。

座長

私の名前、日本人なんですが、読めないんですよね。「ガ」と読む場合もあります。 日本の方からは、わざわざ漢字を別々にして「糸果(いとが)」さんと呼ばれること もある。日本人の私でもそうなのです。日本語でも読めないのってありますよね。

事務局長

ありますよね。私たちでもなんとお呼びしたら良いかわからない場合は聞きます。 もし間違っていたら、こういう風に読んでくださいっていう風に言っていただけると ありがたいです。

座長

そうですよね。読み仮名に関しては私も同じ考えです。 他になにかご不自由なところってありましたか。

崔委員

入管の係員は外国人に接する機会が多いはずなんですけれども、漢字の名前にふりがなをつけているのにわざわざ日本の読み方で呼ばれることがあります。でも、私の立場から入管の人に「違いますよ」とはちょっと言いづらいですね。ちゃんとルビも「チェ」と書いてあるのに、なぜ「サイ」と呼ぶのかと。

座長

最初のコミュニケーションとか仲間づくりというのは大変ですね。

次は「子育てと教育について」に移っていきたいと思います。

事務局

次に、No.12 と No.13 のほうをご説明したいと思います。

まず No.12 です。前回の会議で、外国籍の子供が学校でいじめられたことがあるという意見が出されました。これは市の教育委員会学校支援課が担当しています。実際の現状と対応としては、クラスで問題を抱えている外国籍の子供がいれば先生が対応していじめた側の子どもへの指導も行っています。それから、いじめを事前に見つけて防ぐことができるように、先生たちも日頃から注意を払っています。

それから No.13 で子どもの習い事について、小林さんからご意見が出されました。 お子さんが歌手になりたいという夢を持っているけれど歌のレッスンをできる場所 がどこにあるかわからないということですが、これは市の国際交流協会のほうで対応 ができます。もしよろしければ電話をするなりして個別に相談していただければと思 います。

小林委員

電話番号は載っているんですか。

事務局

はい。ピンクの袋の中に入っています。ここに電話していただければ、ご相談にの ることができます。

座長

ティモシーさん、お子さんはまだ小さいですが、もしいじめられたら、と考えたことはありますか。

ティモシー委員

まだ8か月ですが、そうならないことを祈ります。

郭委員

いじめられた場合は、まず誰に相談するか悩みます。担任の先生に相談するか、直接相手の子どもたちの親と相談するか、あるいは学校の教頭先生に相談するか。前も息子が誰かに蹴られてあざだらけになったことがありましたが、その時は担任の先生がちょうどいなかったので、相手のお母さんに直接電話するか、学校に行って教頭先生に相談するか悩みました。中国の場合は必ず担任の先生と相談して、相手のお母さんも一緒に会議をします。中国の場合はいじめはあまりないですね。親がけんかするみたいになってしまう。でも日本の場合はどちらにまず相談すればよいのか、分かりません。

座長

教育委員会のシステムはどうなってるんでしょうか。

事務局

一番近いところは担任の先生かと思います。担任の先生は見ている責任がある立場ですし。まず担任の先生に言って、必要であれば学年主任の先生や教頭先生、校長先生にあげてもらうのがよいのではないでしょうか。

郭委員

前に中央区でいじめられていた子がいて、私も一緒にその子の家まで行ったんですよ。まず担任の先生に言ったら、担任の先生は「子ども達の遊びのけんかではないか」と言ったので放っておいたらもっと酷くなってしまった。結局校長先生まで話がいき

ました。

座長

私はある学校の評議員をやっているんですけど、どのように子どもに対したらいいか、先生自身が悩んでいる現状なんですよね。

郭委員

友達同士の遊びかけんかかいじめか、なかなか区別がつけられないみたいですね。

座長

中国とか韓国はきっちり決まっている国ですよね。こういう時は親がこうするとか。日本の場合はそういのがあまり決まっていない。それで、まず今の段階ですけど、すぐに教育委員会に行くのではなく、まず担任の先生に言うと、担任の先生を含めた学校の先生同士で話し合うことに今は決まっています。そこで職員同士のテーブルに乗りますので、全職員がそれに対して注意をしてくれるシステムになっているようです。

郭委員

外国人の子どもが入学する時に、担任の先生から「こういうシステムがあるよ」と 教えてもらえば、いじめられた時など担任の先生に迷わず相談できると思います。

座長

まず教員は言わないので、気づいたほうから自主的に自分の担任に伝えるということが必要です。アレルギーの問題もそうです。自分から、一人一人が自主的に自分の子どもは小麦アレルギーだとか、そういうことを伝えていかないとだめなシステムになっているので、そこは日本人も外国人も関係ないですね。

郭委員

でも外国人はシステムがわからない。日本の方々はたぶんずっと日本にいるからそうしたシステムがわかるかもしれないけど。

座長

いえ、そのシステムも最近そうなったんです。

郭委員

そうですか。娘が横浜で一年生になった時に担任の先生は教えてくれたんです。だ から感謝してます。でも新潟では誰も教えてくれません。

本間委員

外国人の方が多いからそうなっているのかもしれませんね。どこにでも外国人の子 どもがいるわけではないし。

郭委員

そうなんですけど、もし外国人の子どもたちが入学するとしたら、私は、担任の先生は親に言ったほうがいいかなとは思ったんです。言ってくれた先生には本当に感謝の気持ちでいっぱいです。

座長

横浜、神戸、長崎とか外国の方々がたくさんいるような地域は先生方も慣れていらっしゃるかもしれないですしね。新潟は県民性というのもあって、関東とも関西とかとも違います。そういうものも考えていただいて、せっかく新潟に住んでいただいているんだから、新潟の人たちとの相互理解ができればいいなと思っています。

郭委員

私は通訳のボランティアをやっているんですが、中国のお母さんから「いじめにあっているが、まず誰と相談すればよいか分からない」という問い合わせを受けます。

事務局

直接ではないにしても、私どもは国際課の仕事の中で、「文化が違っても国が違っても同じ子ども同士で遊べるように」というのがとても大事だと思っています。小さい頃からいろんな国の方たちと行き来をするなど、教育委員会ではそういう事業を毎年やっています。私たちが事業をやる時にはいろいろな市民の団体と一緒に行ったり来たりもします。やっぱり小さい頃からいろいろな国の人たちと接するというようなものがあれば、「違う」というような見方もしないと思いますので、そういう取り組みも必要なのかと思います。

郭委員

まず相談するところを教えていただければと思います。

田委員

話を聞いてみて、担任の先生に言ったほうがよいと思いました。相手の子の親と直接会うのは危険なことだと思います。

それがさっき言ったように親同士の争いになったりと大きな問題を起こす恐れが あると思うんですよね。だからそれはちょっと避けたほうがいいと思いました。

郭委員

でも、日本に来て慣れてきた人では相手の親に直接会うのではないかと思います。 避けたほうがいいとは思いますが、知らないうちに自分でやるかもしれません。上海 のほうはまず担任に相談するんであまり無いんですけど、北のほうは皆ストレート で、北のほうに行けば行くほどけんかになる。上海は日本と性格が同じだからけんか はしないんだけど。

座長

どういう状況になっているのか、そうした場合どうしたらいいのか、学校の体制が どうなっているのか、後で調べていただくとしましょうか。

事務局

さっき裸さんが言っていただいたものがよいような気がします。日本人同士だって同じですよね。担任の先生に直接言っていただくのが大切です。

郭委員

私は日本が長いからわかるんですけど、来たばかりの人は…。前に黒龍江省から日本に来て2か月くらいの人が、子どもがいじめられて私に電話をかけてきました。「電話番号がわかったら相手の親に文句を言うよ」と。相手のお母さんに直接文句を言うのはまずいかなと私は思ったんですけど。

事務局

さっきおっしゃったように外国の方がたくさんいる地域や学校なら担任の先生も 慣れているけど、より厚いケアが不足しているかもしれないですね。

座長

いじめは日本人同士でもいろいろと問題がありますよね。

郭委員

敏感な子もいるし鈍感な子もいる。例えば敏感な子はちょっとしたことをいじめと思うけど、鈍感な子は同じことを大したものではないと思います。子どもの性格によっていじめの感じ方が全然違う。それで先生たちも大変だと思ったんです。

座長

何かあったらまず担任に言うというようなアドバイスができるとよいかもしれない。ではその次の「その他」について、現状と課題をお願いします。

事務局

「その他」の部分について、分類を四つに分けてお話したいと思います。まず最初に、No.23と No.24、これは同じような内容です。No.24 については前回、小林さんから「漢字がわからないので学校の書類やごみの分類の説明にふりがなをつけてほしい」というような意見が出されました。

小林さんに質問をしたいのですが、小林さんは車の免許を取る時に免許センターに 行かれたのですか。

小林委員

最初は新潟自動車学校に行きました。その時に漢字がわからなかったので、ふりがな付きの本を買いました。その本を全部自分でスリランカ語に訳してわかりやすくしました。自動車学校の試験には合格し、免許センターでも日本語で試験を受けて一回で合格しました。

事務局

前にお話があった学校の書類なんですけど、学校の書類も同じように先生に頼んで ふりがなをつけてもらうことはできないでしょうか。

小林委員

子どもが小さいころに保育園に行っていたんですけど、そこでは特別に書類にふりがなをつけていただいていました。でも小学校に入ってからは、自分で漢字を調べて学校の書類を書いたりしなければなりません。

事務局

町内会というのがありますが、外国人とコミュニケーションを取っている模範的な町内会、「モデル町内会」を今後検討できればよいと考えています。学校の書類なども読むお手伝いをしていただけるとよいと思っています。

ごみ捨てとか、町内で回る回覧板などがわからないという問題があると思うんです。今言った「モデル町内会」というのは、外国人が多くいる浜松などで取り組みとして行われています。例えばそういう所に、行政が翻訳等で手伝うなど一緒にやることによって問題が明らかになるし、関係もよくなる。今回、外国籍市民懇談会の過程でいるいろ調べている中でこういうものを見つけました。

今の学校の問題は、「モデル町内会」とぴったりではないんですけど、学校の書類 も、来ればお母さんはすぐに読みたいし理解したい。期限もあることだし。そうなる と「モデル町内会」というよりは、小林さんが分からないことを教えてもらえるよう な仲の良いお母さん仲間といいますか、そういう方々に助けてもらうのが一番早いの かもしれません。ですので、「モデル町内会」とイコールではありませんが、考えていければよいかと思います。日本人のお母さんのお友達に助けてもらえればよいなと思ったんですけど、そういう日本人のお母さんはいませんか。

小林委員

ちょっと難しいと思います。

座長

自分が「理解できていない」ということを伝えないと難しい。咲子さんの場合は日本語が上手だから、たぶん皆に「わかっている」と思われてしまう。

小林委員

外国人扱いされたことないですね。嬉しいけれどもちょっと...。

座長

周りが「全部わかっている」と誤解していると思います。ですから咲子さんが「理解できない」と言える相手がいればいいですよね。

次に No.25、お願いします

事務局

社会保障制度の通知、学生の免除通知、児童手当について外国籍市民にも早めに教えてほしいという意見がありました。今現在は通知がありませんが、今年の8月ころから開始するそうです。この前お知らせのあった未納の保険料等の当面の手続きは加入が遅れたことによって10年前の分までさかのぼることができるそうです。

郭委員

その件は解決しました。

事務局長

年金の手続きについて、一部は区役所の年金事務所というところでやっています。 手当については今現在住民票の記載にある給付に該当する方に対して通知はしております。8区全部の区民生活課の窓口では、出生、あるいはいろいろな制度についてチラシを配布していますが、日本語のみで、外国語版はまだありません。外国語版については、全区共通で対応する必要があります。

郭委員

外国人登録証があった頃は、申請用紙は韓国語、中国語、英語など外国語版があったのですが、でも全部一律住民票になって申請する時の申込用紙が今は日本語しかありません。これは翻訳したものがほしいですね。来たばかりの人は日本語がわからなくて住民票がつくれない。

事務局

日本語が分からない方にとって不便ということであれば、考えていかないといけないですね。今、役所の手続きというものはすべて住民票が基本になっていて、住民票でとらえられる方々に案内を送ったりするのに便利です

郭委員

外国人登録証明書の申請用紙には日本語の下に英語、中国語、韓国語を書いてあったので、住民票の申し込みにもそうしたのがあればありがたいです。

田委員

来たばかりの人でもみんな住民票になるんですね。だいぶ変わりましたね。

郭委員

去年の7月9日から全部住民票になったんですよ。外国人登録証明書も今は区役所 じゃないです。今は入管で入国の時に「在留カード」が発行される。住民票はどうし ても必要です。部屋を借りるのにも免許を取るにも。

事務局

外国語版の件は今は私たちもはっきりと答えることはできませんが、さらに調べていきたいと思います。

座長

まだ他に制度について何かありますか。次、お願いします。

事務局

次は No.26 です。社会保障制度の紹介や手続きの方法についてインターネットやホームページを活用してほしいという意見がありました。市区町村では自治体の制度や紹介はホームページ等で通知はしています。ただ一部、国の制度については、市区町村を通さないものもあると思います。

新潟市の場合は、市のホームページのトップページの一番下のところに「申請届出の総合窓口」というボタンがあります。そこをクリックすると新潟市のいろいろな制度や申込などが検索できます。ぜひ、ホームページをご覧ください。

座長

ダウンロードして、どなたかに読んでいただくこともできますか。

事務局

申請によっては、ネットから申請用紙をダウンロードして申し込むものもあります。ダウンロードもそちらからできますので。

座長

役所関係の申請用紙というのは、役所に来ればパソコンを使わせてくれるんですか。

事務局

役所に来れば文書をお渡ししていますが、役所に来られない方とか早く申請なさりたい方は、パソコンを使ってフォーマットをダウンロードして書き込んむことができます。次の No.27 で説明するのがまさにそれに該当します。

No.27 については、ティモシーさんから今回お話があった「ストリートミュージシャンなどが路上で演奏できるスペースがあればいい」という意見です。道路等の公的な場所で演奏するには原則許可が必要です。有料で演奏できる場所が新潟駅の近くに一つだけあります。新潟駅の南口、中央広場というスペースです。有料なんですけど、申請することによってこのスペースを使うことができるようです。

ティモシー委員

原則道路使用許可が必要とは?

事務局長

それは No.26 で言いました、ホームページ上の「申請届出の総合窓口」というところからできますし、中央区建設課というところに申請用紙があります。

ティモシー委員

これは場所がもう決まっているということですか。

事務局

新潟駅の南口に行かれたことはありますか。エレベーターとエスカレーターがあって、その下に、四角い、子どもがよくスケートボードなどをやっているスペースがあります。あそこが有料で貸し出されています。

ティモシー委員

許可が必要とありますけど、このスペースではなくて一般的な路上ではどうなりますか。

事務局

路上であれば道路を管轄している警察、新潟駅であれば JR。ティモシーさんが演奏したい場所が駅なのか道路なのか、演奏する場所によって届け出る場所が変わります。

郭委員

例えば亀田公園や鳥屋野潟公園の中ではどうなりますか。前も留学生に聞かれたんです。路上はたぶんダメかもしれないけれど、公園でなら大丈夫かなって。

事務局

公園についても原則許可が要ります。公園の場合も、その公園がある区の公園整備課への届出が必要です。

ティモシー委員

それは区役所に行けばいいんですか。許可が必要なところでは、サウンドシステムを使ってほしいという所が多いんですけど、そうしたシステムを使わないならばどうでしょう。

事務局

一人で公園や海岸で弾くのは自由なんでしょうけど、大きな音を出す場合、本来の目的で公園を使う人に迷惑がかからないようにということで、いろいろな手続きが必要になってきます。

座長

原則、そこを管理している人がいるということですよね。 その次の No.28 に進みます。

事務局

No.28 と No.29 は就職、仕事さがしに関してですが、日本語が不自由、あるいは漢字が読めないということで仕事探しに苦労したというお話が前回ありました。これについて、ハローワークで中国語と英語の通訳を介して仕事探しに関する相談を行っております。毎月第一週から第四週までの水曜日の午後 1 時から 5 時までです。予約はいりません。皆さんは知っていましたか。

郭委員

知っていました。引っ越したのですね。前は万代にあったけど、あそこには今はも う何もないんですか。

事務局

そうですね、移転しました。現在は県庁の近くにあります。皆さんの周りでこの場所をまだ知らない方、日本語が不自由なので仕事探しに困っている方がいたらぜひ教えてあげてください。「外国人雇用サービスコーナー」についても、今日皆様にお配りした外国語情報誌に掲載したいと思っています。

日本語の話に追加ですが、秋葉区で、クロスパルで協会がやっている日本語教室に行くのは遠いという意見が出まして(No.7~9)、皆さんの要望と実情を踏まえながら、クロスパルだけではなく各区でも今後日本語教室をやれないかということを思っております。

郭委員

前は亀田の公民館で中国語教室と日本語教室がありました。ちょうど先週来たばかりの人にまだやっているかと聞かれまして、調べてみたところ、今はもうないと言われました。前は公民館でずっとやっていたんですよ。

事務局

合併して市域も広がったわけですので、一か所だけというのは、皆さんの実情に合っているのかどうなのかということも考えていかなければならないと思います。

崔委員

例えば、地域にいる日本語の上手な外国人を先生にして、週一回くらいで施設を借 りて集まって勉強する機会があったらいいなと思います。

事務局

どこにどんな人がいて、どんな活動が行われているのかというのも地域によって違うので、そこを踏まえて考えていけたらと思っています。

座長

昔、合併する前は亀田にも国際交流協会がありましたね。そこで中国語サークルに入っている日本人がボランティアでそういうことをしていたんですよね。合併してからみんな中央区のほうに行かなければならなくなって、こちらはもう解散。なくなったんですよ。

郭委員

前に県でしょうか、「アジア文化祭」というのがあって、私も1回参加させていただきました。こういう情報が今はまったくなくて、まだあるかどうかも分からない。あと例えば中央区の民謡流しとか、亀田の民謡流しだとか、外国人は本当にそういうのにすごく興味があるんです。でもどうすれば参加申し込みができるのか、まったく情報がないです。

事務局

今、「イベントの情報がなかなか手に入らない、どこで情報が手に入るかわからない」という話がでましたので、ご説明させていただきます。このピンクの袋は「まとめ袋」といって、新しく新潟市に引っ越してこられた方に配っているもので、中にいるいろな情報が入っています。

例えば今話していただいた、イベント情報が知りたい時は、毎月発行される、英・中・韓・仏・露語の外国語情報紙に、特に外国籍の皆さんに参加していただきやすいイベント情報や、日本語教室の情報などが載ります。メール配信の登録をすると、自分のパソコンでここに載っている情報を見ることができます。情報紙は区役所に来ていただければ区民生活課のラックに入っていますが、なかなか大変だと思いますので、このメール配信で情報を入手していただいて、いろいろなイベントにぜひ参加していただきたいですし、こういったメール配信があることを周りのお友達にもぜひ広めていただきたいと思っています。

そもそも外国語情報紙を知らない方もいると思うので、これからは市報にもこういった情報を載せて、広く皆様にも知ってもらえるようにしたいと思っています。

郭委員

市報は見たことがないですね。家に来ない。新聞は私、よく見ますけど、多くの外国人は新聞を取らないです。

事務局

新聞を取っていなくても、市報だけ届けてもらうことはできますので。

郭委員

私は朝日新聞を取っているんですけども、毎週、江南区の情報とかをよく見ます。 もし外国人がお嫁さんだったら、日本人の旦那さんが新聞を取っているかもしれない ですが、夫婦とも外国人の場合はあまり取らない。どうせ読めないから取らないし、 そういう情報もわからない。初めて住民票を登録した人に配ったらどうですか。その まとめ袋とか。

事務局

これは初めて引っ越してきた人には必ず渡すようにしています。引っ越してきた方にはそこでこれを渡してぜひ登録してくださいと伝えることができますが、今すでにいる方に登録してくださいとお願いする時に、どうやってお伝えすればいいんだろうかということを私たちは今は悩んでいます。外国語情報紙が毎月出るので、そこでいるいろなイベント等の情報を読んでいただけると理解しやすい。登録さえしていただければそれを通しているいろな情報が皆さんに伝えられるので、ぜひ登録してほしいということを呼びかけたいですね。

今回いろいろなお話を聞いた中で、外国語情報というのは大事だなと。そこで、いろいろな情報を流していかなければならないという風に私たちはよくわかったところで、それで今回黄色いものを作りました。ぜひ登録してくれということを、強化していきたいと思っています。

座長

とりあえず配信を希望される方に、口伝てでそういうものがあるよと伝えていきま しょう。

郭委員

新潟まつりには私も参加させていただきました。前の友好会館の日本語教室で一度だけ頼まれて先生をやらせていただいた時に、生徒達と民謡流しに参加しようとしたのですが、どうやって申し込むのか全然わからなくて。本当に外国人は皆すごく日本文化に興味を持っていて、そういう浴衣とかが素晴らしいなと思っているんですよ。

事務局

No.8,9で書いてありますけど、秋葉区のほうで「イベント情報を知りたい、積極的に広報してはどうか」というご意見をもらいまして、そういう情報を流していけるようにということで頑張っていきたいと思っています。

座長

情報って本当に大事なものですよね。一応これで前回出された課題は終わりましたが、何かご意見はありますか。

事務局

もう一つ事務局から、皆さんに重要と思われる情報があるので付け加えます。資料 3 の No.31、医療に関する情報です。病院に行って皆さんは困ったりすることはありませんか。秋葉区では、外国語がわかる病院の案内をしてほしいという意見が出されました。

新潟県には「新潟医療情報ネット」というサイトがあります。これは新潟県内の病院の情報を見れるサイトになっていて、いろいろなニーズに合った病院を患者さんが選ぶことができます。例えば「条件選択」というページがあるんですけど、そこでは自分の住んでいる区とか、言語、例えば「江南区」「英語」をチェックすると、江南区で英語の通じる病院の一覧が出てきます。

ただ一つ問題なのは、このサイトがすべて日本語表記になっている点です。ここに関してはこのサイトを作っている新潟県のほうに、私たち国際課のほうから、「外国籍市民懇談会から外国語のわかる病院を案内してほしいという意見が出されており、せめて英語版が必要ではないか。今後、機会があったらぜひ見直してほしい」という話を伝えてあります。

あと、参考までですが、市民病院では窓口に日本語のわからない外国籍の方がいらした時に、多言語で書かれている「医療窓口シート」というものを使っています。こちらは県の国際交流協会が発行しているもので、こちらもサイトで見ることができます。どこが具合が悪いのかとか、どの科にかかりたいのかとか、そういうのがいろいろな言語で書かれています。それを市民病院では導入しています。この情報についてもさきほどのまとめ袋の中、「あなたの身近な相談窓口」に新潟医療情報ネットのURLを載せました。今度から新しく引っ越してくる方は、これを見てそうした情報を得られると思いますし、すでに住んでらっしゃる方には、外国語情報紙のほうに情報ネットというものがあるということを年に何回か定期的に載せてお知らせをしていきたいと思っています。

座長

ありがとうございました。何かございませんでしょうか。

郭委員

私が気になるのは、江南区には区バスがあるし、小さい乗り合いのバスもありますけど、外国人生活保護者は車を持ってはいけない、でも彼らは必ずバスで移動します。 私のところにはよくバスのルート等が届きますが、新聞を取っていない人には届いていない。

座長

地域課には置いてあるんですよね。

郭委員

そう、でも皆区役所には忙しくて行かないと思うんです。そういう時刻表はどこで 手に入れられるんですか。

座長

公共のものですから、市役所、区役所、地域交流センターや駅のようなところにあります。

郭委員

私は日本の免許がないので区バスをけっこう使うんですけど、新潟に来たばかりの 人に、区バスの時間やルートを聞かれると私も答えられない。

崔委員

そういう時は新潟市コールセンターに電話してもらえればいいんですよ。

事務局

さっき市報にいがたの話が出ましたけど、市報にいがたの後ろに、区報、区のお便りがあります。区と市の情報が一緒になっているものなので。

郭委員

私は「新潟市 江南区 区バス」と入れてインターネットで検索して、プリントしてあげたんです。私がいなければあの人は何もわからなかったと思います。

事務局

困ったことがあれば、区の場合は区役所に聞いていただくのが一番いいですね。

ティモシー委員

わからないことがあれば区役所に来ればいいという話なんですけど、区役所に連絡しようとは思わないんですよ。特にアメリカでは、それがどういう問題であっても市に連絡しないんですよね。そういう情報はそもそも提供していないので。たぶんそういう指示もなければ、行こうと思う欧米人はほとんどいないと思います。

郭委員

中国でも役所でそういうのは全くないですね。

座長

日本の場合のそういう習慣があるんですよ。

本間委員

そういうサービスがあるけど利用してないですね。

事務局

区役所で扱っていないサービスでも、つないだり紹介することもやっています。

郭委員

日本に来たばかりの人は電話しても日本語はまったくわからないですね。区役所に 行ってもお互いに何を言っているかわからない。

事務局

例えばそういう場合は区役所から国際課に電話がかかってきます。「今外国の方が来ていらっしゃるが言葉がわからないので助けてほしい」と言われると、うちが応援として入っていって、ザックさんのような人が窓口に行ったりして手伝います。

郭委員

バスなど公共交通の情報は、区役所よりもイオンやアピタのようなスーパーなど人がたくさん集まる所にも置いた方がいいと思います。

事務局

このまとめ袋をご覧ください。2年前から新しく来た人に必ず配っているこの袋です。小さい紙が入っています。来たばかりで日本語がわからない人も、新潟市国際交流協会に電話していただければ、中国語・韓国語・英語・フランス語・ロシア語、どんな相談にも必ず対応しますので、何か困っている人がいたらここに電話するようお伝えください。

郭委員

そんなにたくさん紙がなくても、ネットで調べればわかる。いっぱいありすぎてどれを見ればいいのかわからなくなってしまう。

事務局

でもネットをやっている人もいればやってない人もいますからね。

座長

時間も迫ってきました。今まで2回、懇談会の機会を持ったんですけれども、さらに必要でしょうか。それともこれで大丈夫でしょうか。情報の入手の仕方も分かったようですし。

郭委員

日本に長く住んでいて身の回りのことはもうだいたいできる私たちのことではなくて、思いやりの気持ちを持って、来たばかりの人のことを考えたい。来たばかりの人に「区役所に行って」と言っても冷たいと思われてしまう。私はボランティアをやっているから、通訳してあげたり、区役所にも何回も付き添いとかでついていってるんですけど、その人たちのために今は私ここに来ているんです。私たちはもう大丈夫。

座長

郭さんみたいな方が大勢いらっしゃるといいですよね。ボランティアで。

小林委員

そう、私たちもボランティアをしたいんです。困っている人達を助けたいんですけ ど、そういう情報もないです。そういう情報を私たちが知ることができれば。

座長

この2回の懇談会を通していろいろと検討してくれるような報告が出てきました。これはとても有意義だったと思います。さらに不安などを抱えるようでしたら、新しく来た人の問題も含めて国際課へ連絡することができるということです。まとめ袋というのもあるので、もしこれを持ってらっしゃらないような方には、こういうものがあるということをお伝えするのも、私たちができることの一つではないかと思いました。

あとは情報の入手の仕方。いかにそれが大変か。そしてまた伝えることも大変かということでしたね。

また本当に命に関わるかもしれないような病気については、市民病院にいろいろな 多言語のものがあるということなので、一度それを見てみるといいですね。

郭委員

今一番困っているのは、江南区でそういう連絡のシステムがないことです。自分で通訳ができる人は、登録してそういうボランティアをやってほしいし、誰か困った人がいれば、区役所はこちらに電話をかけて「郭さん、ちょっと通訳をしてくれませんか」などと頼んでほしい。そういう連絡があれば私はすぐに行きます。

座長

今後どうしましょうか。またこういう会を年度を変えてやりますか。

事務局

今年度は江南区と秋葉区でやらせていただいて、いろいろな意見をいただきました ので、また持ち帰って整理をして、できるところからやっていきたいと思います。ま た来年度になりましたら、他の区でもやれればと思っています。

小林委員

他の区に住んでいる友人が、私のようにこの懇談会に参加したいと言っています。 他の区の人でも参加して良いんですか。

事務局

委員になることはその区に住んでいる人にしかできないんですけども、どういった 話をしているのか聞きたいという人は誰でも歓迎です。どこに住んでいる人でも大丈 夫です。

今回やり方としてはその区の問題とかを話し合うために、区ごとにしましたけど、 会の持ち方も、どうしたらいいかということもまた考えなければいけないと思いま す。

小林委員

西区の懇談会に行きたいんですけど、いつ頃にありますか。

事務局

3 年以内には。皆さんも市内でお友達がいらっしゃったら、ぜひ参加していただけるようにお願いします。

本間委員

参加したいけど仕事があって時間の都合がつかないこともあります。

事務局

今回もどの時間帯にやるのがいいのかとアンケートを取りました。それでより多くの方に参加していただけるようにということでこの時間になりました。

田委員

夕方とか夜に一回やってみるのも、雰囲気が違うし出てくる意見も違うかもしれない。

事務局

次の委員の皆さんで、夜や土日なら行けるという人が多ければ、そういった時間帯にやります。今回は、江南区でも秋葉区でもたまたまこの日のこの時間都合が良いという人が多かったので、昼間になりました。

座長

どうしましょうか。来年にもう一度やったほうがいいか、今日で終わりでいいか。 よろしいですか、ではこの懇談会は今日で終わりにします。

ちょっと私の個人的なことなんですけど、ボランティア亀田というのを応援していて、「がっとこむかめだ」という伝統工芸品のショップをやっているんですけど、そこにはいろいな江南区の情報誌が置いてあります。ネットもできますし、いろんなサ

ークル活動もそこでやっています。亀田町案内所になっていますので何かがあったら そこにいらしていただけると情報もご案内できます。

今まで2回やってきているいろなご意見いただいて、今日課題とされたことは、全部がこれで解決できたということではありません。また今後、皆さんからご意見をいただくことができるとは思います。

議論の中で、自分たちで頑張らなければならないという意見が出たことはすごく嬉しく思っています。どこの国の人であろうと自分たちで主体的に行動しなければ、問題は解決できません。一人一人抱える問題は違います。せっかく知り合ったので、これからもこのメンバーで何かがあったら集まったりできればよいと思っています。その時にぜひここの場所を活用していただけると良いと思います。

皆さんが頑張って主体的に行動するということに期待をして、同時にぜひこの仲間を利用して一人にならないようにしていきましょう。そして日本語がわからないなどとおっしゃらないで、せっかく日本に住んでおられるよい機会なので、とことん日本語を覚えてください。

それではみなさんが江南区でますます快適に暮らすことができるよう期待して、今日はこの辺で終わらせていただきます。ありがとうございました。

事務局

では、今日話し合われた内容は、私たち事務局のほうで英語、中国語、韓国語に翻訳して、皆様に郵便でお送りいたします。それでは、以上で江南区外国籍市民懇談会を終了いたします。どうもありがとうございました。